

独立行政法人国立病院機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

平成 26 年〇月〇〇日

厚生労働大臣 田 村 憲 久

前文

国立病院機構は、平成 16 年度の設立以来、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策のうち国立病院機構が担うべき医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供するとともに、業務運営の効率化に取り組んできた。

他方、近年の急速な高齢化による疾病構造の変化を踏まえ、「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が必要とされる中、地域において医療の提供に課題のある分野への一層の貢献が求められている。

このため、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行い、経営改善を継続するとともに、引き続き、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた 5 疾病・5 事業の医療や在宅医療を推進するための地域連携を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に一層貢献するよう最大限の努力を期待する。

第 1 中期目標の期間

国立病院機構の本中期目標の期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年間とする。

第 2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、国の医療政策や地域医療の向上に貢献すること。

（1）医療の提供

患者の目線に立った医療の提供や患者・家族が医療内容を適切に理解し治療の選

択に主体的に関わることができるように、引き続き患者ニーズの把握や相談体制の充実に取り組むこと。

安心・安全な医療を提供するため、医療安全対策の一層の充実や院内感染対策の標準化などに取り組むとともに、これらの取組の成果について情報発信に努めること。

また、患者に分かりやすく質の高い医療の提供や医療の標準化のため、チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、病院の医療の質や機能を更に向上させるため臨床評価指標等を活用し、その成果について情報発信に努めること。

さらに、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図るとともに、医療の高度化に対応するため、老朽化した建物の建替等を計画的に進めること。

(2) 国の医療政策への貢献

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供すること。

あわせて、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、エイズへの取組については、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

さらに、国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業等を積極的に実施すること。

(3) 地域医療への貢献

国立病院機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであり、地域医療における課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにすること。

特に、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、在宅療養患者やその家族を支援する取組を進め、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献すること。

2 臨床研究事業

国立病院機構の病院ネットワークを最大限有効に活用し、D P Cデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め臨床研究等の I T 基盤の充実を図ること。あわせて、他の設置主体でも活用できるよう診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献すること。

また、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験を推進するとともに、E B M推進のための大規模臨床研究を引き続き実施することにより、科学的根拠を確立し、医療の標準化に取り組むこと。あわせて、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、出口戦略を見据えた医薬品・医療機器の開発支援に取り組むこと。

さらに、先端的研究機関との研究協力、先進医療技術の臨床導入、臨床研究や治験に精通する医療従事者の育成に取り組むこと。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上に貢献すること。

また、チーム医療を推進するため特定行為（注）を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。

（注）特定行為とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして国で定めるものをいう。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制

本部による各病院に対する適切なマネジメントにより、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、I Tに係る本部の組織体制を強化することにより、国立病院機構の診療事業・臨床研究事業等における I Tの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進すること。

また、経営環境を的確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進めること。

さらに、本部の内部監査部門を拡充する等により、内部統制の充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通

知した事項を参考にすること。

あわせて、当中期目標期間において、効率的な運営を図る観点から管理業務を本部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。

2 効率的な経営の推進と投資の促進

地域のニーズに対応した効率的な経営を推進するとともに、各病院等において実施している経営改善の事例を通じて得た経験やノウハウを整理・蓄積し、他の設置主体の参考となるよう、情報発信を行うこと。

国立病院機構の資金を効率的に投資に配分し、老朽化した建物の建替や医療機器・IT基盤の整備を計画的に行うとともに、保有資産の有効活用に取り組むこと。

医薬品や医療機器等の共同入札に引き続き取り組み、調達効率化を図ること。なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療費の効率化を通じて限られた資源の有効活用を図り国民医療を守るという観点から、数量シェアを平成30年度までに60%以上への拡大を図ること。

臨床研究事業や教育研修事業についても効率化に努めること。

医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指すこと。

さらに、国立病院機構全体として経常収支率100%以上を目指し、一般管理費の効率化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営の改善

中期目標の期間の各年度の損益計算において、必要な投資を行った上で、国立病院機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図ること。

また、必要な人材の育成や能力開発に努めること。

さらに、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の

向上につながるメリットが数多く期待されることを踏まえ、更に効果的・効率的な医療の提供に資する人材の確保に努めること。

2 広報に関する事項

国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報に努めること。

3 中期計画における数値目標

本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘については既に対応しているところであるが、引き続き留意すること。

5 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。